

# 「賃上げにつながる職場環境整備支援事業」業務委託仕様書

## 1 目的

物価高騰の影響等を受ける県内企業における持続的な賃上げの後押しや人材確保につながるため、企業の実践的な取組等への支援を行い、従業員の働き方・処遇改善や業務効率化など職場環境整備の促進を図る。

## 2 委託業務の範囲

1の目的を達成するため、「(1)対象」に対し、「(5)内容」によるセミナー及び個別相談会を実施すること。

なお、「(5)内容」については、基本を示したものであり、上記の目的を達成するため、追加して提案しても差し支えないものとする。

### (1) 対象

県内企業

### (2) 開催場所

宮崎市、延岡市、都城市

なお、オンライン参加が可能な体制を整えること。

### (3) 開催回数

宮崎市3回、延岡市1回、都城市1回

### (4) 参加社数

1回あたり30社程度

### (5) 内容

#### ア セミナー ※1時間半程度

セミナーのテーマは、企業の賃上げにつながる働き方・処遇改善等の職場環境整備に係る企業の理解促進を目的としたものとする。

例 ・ 最低賃金制度について

・ 賃上げにつながる国や県の各種助成金の活用等について

・ 賃上げにつながる働き方・処遇改善等の職場環境整備について

#### イ 個別相談会 ※1時間半程度

セミナー後に、専門の相談員（社会保険労務士）との個別相談の時間を設け、セミナーの内容を踏まえ、企業の賃上げに向けた具体的・実践的な取組につながるアドバイス等を行うこと。

※開催時期やセミナーのテーマについては、最低賃金改定のタイミングや社会情勢等を踏まえ、より効果的なものとなるよう検討すること。

### (6) その他

ア 各セミナー及び個別相談会の日程調整、場所の確保、開催案内、参加者の募集、講師・相談員との各種調整、必要な備品・テキスト（資料）等の準備、参加者の申込み受付等、事前準備を行うとともに、当日の進行、運営、講師・相談員のサポート、記録、終了後のアンケート実施・評価、報告書の作成等を行うこと。

- イ セミナーの実施に当たっては、提案の内容に加え、県と協議の上、宮崎労働局をはじめとする関係機関と連携した内容の設定・実施についても検討すること。
- ウ 個別相談会における相談員として、社会保険労務士を配置すること。  
なお、相談員（社会保険労務士）の選定・配置については、県と協議の上、個別相談の希望者数等を踏まえ、決定すること。
- エ 相談希望者が多い場合には、個別相談の待ち時間の緩和・有効活用を図ること。
- オ 参加者からの費用は一切徴収しないものとする。また、参加者への交通費や受講手当等は一切支給しない。
- カ 本業務の受託者は、必要に応じて県と協議し、開催内容や所要時間等を見直すこと。

### 3 委託事業に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に甲に協議の上、了解を得たものについては、その限りでない。

- (1) 10万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

### 4 その他

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はその仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するため、県は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算執行又は業務従事者の勤務態度に関して、いささかも批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決を図ること。